

1. 背景

本評価は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成 26 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日（以下「平成 28 年度」という。）の海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）の業務の実績について評価を行うものである。

機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とし、法に基づき平成 26 年 10 月 20 日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績評価に当たっては、機構が、活動原資の大半が国からの出資である官民ファンドであることを踏まえ、以下の点に留意している。

- ① 支援決定等の実績
- ② 国土交通大臣が認可した収入・支出予算を適正に執行しているか
- ③ 法第 24 条第 1 項に基づき国土交通大臣が定める株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準（以下「支援基準」という。）に従って適切に支援決定を行っているか
- ④ 官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づく検証の一環として設定した KPI を達成しているか

## 2. 個別の項目に対する実績評価

### (1) 支援決定等の実績

平成 28 年度末までにおける機構の支援決定案件の件数等の推移を表 1 に示す。なお、以下に記載する支援決定に係る実績は国土交通大臣認可時点で計上している。

表 1. 平成 28 年度までの支援決定等の実績

|          | 支援決定額  | 実投融資額  | 年度末<br>借入金残高 | 支援決定件数 |
|----------|--------|--------|--------------|--------|
| 平成 26 年度 | 0 億円   | 0 億円   | 0 億円         | 0      |
| 平成 27 年度 | 117 億円 | 87 億円  | 0 億円         | 3      |
| 平成 28 年度 | 88 億円  | 21 億円  | 0 億円         | 3      |
| 累計       | 205 億円 | 109 億円 | 0 億円         | 6      |

平成 28 年度は、新たなプロジェクトとして支援決定を 3 件行い、支援決定額は約 88 億円、実投融資額は約 21 億円であった。その結果、28 年度末までの累計で、6 件の支援決定を行い、支援決定額は約 205 億円、実投融資額は約 109 億円となった。累計で見ると、支援決定件数は着実に増加しているが、平成 28 年度の支援決定件数は 3 件と未だ少ない状況であるため、今後、引き続き支援決定案件を積み重ねるとともに、確実に出資実績を増やしていくことが期待される。

### (2) 収入・支出予算の適切な執行

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされている（法第 30 条第 1 項）。また、毎事業年度終了後 3 月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならないとされている（法第 32 条）。よって、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

#### ①収入予算の執行

##### <出資金>

平成 28 年度の出資金収入は、政府出資金が 40 億円となっている。政府出資金が収入予算額を下回っているのは、支援決定案件数が 3 件と当初想定より少なかったことに伴うものである。

##### <借入金>

借入金の実績はないが、これは既存資金をもって対応することが可能であったことによるものであり、問題は認められない。

表2 主要な収入データ

単位：千円

| 科目        | 収入予算額       | 収入決定済額    |
|-----------|-------------|-----------|
| (款) 出資金収入 | 43,200,000  | 4,000,000 |
| (項) 政府出資金 | 43,200,000  | 4,000,000 |
| (項) 民間出資金 | -           | -         |
| (款) 借入金   | 71,000,000  | -         |
| (款) その他   | -           | 2,075     |
| 合計        | 114,200,000 | 4,002,075 |

## ②支出予算の執行

## &lt;出資金&gt;

累計で見ると、支援決定件数は増加しているものの、平成28年度は27年度と同様に未だ支援決定案件数が3件と少なかったため、出資金の実績は約21億円にとどまっている。今後、引き続き支援決定案件を積み重ねるとともに、確実に出資実績を増やしていくことが期待される。

## &lt;事業諸費&gt;

事業諸費の執行額は予算額を下回っているが、これは、平成28年度の新規支援決定案件数が3件と少なかったためである。また、その支出は、機構が策定した予算の範囲内かつ機構の会計規程等に沿って適正になされたことから、適切なものと評価する。一方、調査費については、執行額が予算と比べて低いことから、今後さらなる案件の発掘や形成に向けた調査を一層実施していく必要がある。

## &lt;一般管理費&gt;

役職員給与の予算額との差異(減少)は、認可予算時点で想定されていた定員60名と実員39名(平成29年3月31日現在)の差異による必要費用の減少が主たる要因であり、問題は認められない。他方で、今後、案件審査をより一層迅速かつ適切に進めていくために優れた人材の確保を進めることが必要である。

表3 主要な支出データ

単位：千円

| 科目       | 支出予算額       | 支出決定済額    |
|----------|-------------|-----------|
| (項) 出資金  | 109,600,000 | 2,138,057 |
| (項) 事業諸費 | 1,839,666   | 341,349   |
| (目) 事業諸費 | 244,400     | 11,864    |
| (目) 調査費用 | 1,367,200   | 233,930   |
| (目) 旅費   | 99,328      | 95,555    |

|               |             |           |
|---------------|-------------|-----------|
| (目) 支払利息      | 128,698     | -         |
| (項) 一般管理費     | 1,757,443   | 1,162,991 |
| (目) 役職員給与     | 1,007,707   | 567,182   |
| (目) 諸謝金       | 39,993      | 23,989    |
| (目) 事務費       | 706,563     | 476,962   |
| (目) 交際費       | 2,000       | 746       |
| (目) 退職給与引当金繰入 | 1,180       | 1,813     |
| (目) 固定資産取得費用  | -           | 92,299    |
| 合計            | 113,197,109 | 3,642,397 |

以上により、平成 28 年度の機構の収入及び支出については、いずれも国土交通大臣から認可された収入及び支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。

なお、今後、機構において支援決定を着実に実行し、支援の実行により予算が着実に執行されることを期待する。

### (3) 支援基準との適合性

#### ① 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

平成 28 年度、新たなプロジェクトとして支援決定を行った 3 件については以下のとおり。

| 項目               | 実績   |
|------------------|--|
| (1) 政策的意義        | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海外市場への事業者の参入の促進</li> <li>② 機構による支援が有効</li> <li>③ 我が国の外交・対外政策との調和</li> <li>④ 環境社会配慮</li> </ul> <p>それぞれの支援基準について、適合している。</p>  |
| (2) 民間事業者のイニシアチブ | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海外展開に意欲のある事業者への後押し</li> <li>② 民間事業者からの出資等の資金提供が行われると見込まれる</li> <li>③ 民間事業者と連携の上、機構が事業参画を実施する</li> <li>④ 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならない<br/>(ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であ</li> </ul> |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | ると認められる場合は、この限りでない)<br>それぞれの支援基準について、適合している。  |
| (3) 長期における収益性の確保 | ① 適切な経営責任を果たすことが見込まれる<br>② 長期的な収益が見込まれる<br>③ 事業終了時における資金回収が可能となる蓋然性が高い<br>④ あらかじめ撤退に関する関係者間の取り決めを行っている<br>それぞれの支援基準について、適合している。 |
| (4) 他の公的機関との関係   | 他の公的機関（JBIC、JICA、NEXI等）との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われている。  |

②対象事業支援全般について機構が従うべき事項

| 項目                 | 実績   |
|--------------------|--|
| (1) 運営全般           | ・我が国の民間企業による交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、新たなプロジェクトとして3件の支援決定を行った。   |
| (2) 投資規律の確保        | ・機構の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムに関する事項を定めた「内部統制システム基本方針」及び情報管理の適正を確保するための体制等を定めた「情報セキュリティ対策基準」を策定した。<br>・支援決定した案件の内容をホームページに掲載する等、適切な情報開示を行っている。 |
| (3) 機構の長期収益性       | ・資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断した案件について支援決定を行った。<br>・モニタリング及びポートフォリオ管理に関する事項を定めた「モニタリング管理規程」を策定した。  |
| (4) 機構への民間出資者等との関係 | ・機構への民間出資者等について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切な構成であると認められる。  |
| (5) その他            | ・国土交通省と連携しつつ業務運営に取り組んでいる。  |

以上の通り、機構は、平成 28 年度において、3 案件について支援決定を行い、これらについては、有識者からなる事業委員会が支援基準に照らして適切に行ったものと認められる。今後も、民間企業からの案件相談への対応や支援決定に向けた案件審査など、出資等に向けた活動を精力的に行っていくことを期待する。

#### (4) KPI の達成状況

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議にて設定した KPI の達成状況については、下記の通りとなっている。平成 28 年度についても、未だ支援決定案件数が 3 件と少なかったため、「支援案件に参加する日本企業数」が目標を達成していないが、その他は目標を達成した。今後とも KPI の達成を目指して機構の業務が実施されることを期待する。

| 評価項目                | KPI   | 成果目標                     | 達成状況<br>(平成 29 年 3 月末)  |
|---------------------|---|--------------------------|-------------------------|
| 収益性                 | 機構全体の長期収益性<br>(総支出に対する総収入の比率)                                   | 1.0 倍超                   | EXIT が終了した投資案件が出るまで未記載。 |
| 民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果 | 機構からの出資額に対する機構及び日本企業からの総出資額の比率                                  | 2.0 倍超                   | 3.4 倍                   |
| 海外市場への参入促進          | 支援案件に参加する日本企業数  | 10 社/年以上<br>(平均 2 社/件以上) | 6 社                     |
|                     | 新規海外・地域進出企業数  | 1 社/年以上                  | 1 社                     |
|                     | 我が国に蓄積された知識、技術及び経験の活用状況<br>(案件ごとに活用状況を 1~3 点の総合点数評価し、その平均値を用いる) | 平均 2.0 点以上               | 2.8 点                   |

### 3. 総括

本評価では、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が平成 28 年度に実施した業務の実績評価を行った。

平成 28 年度においては、合計 3 件、約 88 億円の支援決定が行われ、そのうち約 21 億円の出資が実行された。平成 28 年度の機構の収入及び支出については、いずれも国土交通大臣から認可された収入及び支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。

また、全 3 件について、支援基準に適合した事業であるとともに、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に照らして特段の問題は認められず、機構の業務は KPI の達成を目指して実施されていると認められる。

全般的に予算、支援基準及び KPI の点から問題は見受けられないが、平成 27 年度に引き続き 28 年度も、新たなプロジェクトとしての支援決定案件数は 3 件と少ない状況にある。今後も、海外政府機関・企業等とのネットワークを広げ、より幅広い国・分野に対して、グリーンフィールド案件だけでなくブラウンフィールド案件についても積極的に発掘・支援していくことが期待される。

(参考)

事業概要 (3件)

① ミャンマー・ヤンゴンランドマーク事業

| 項目               | 実績  |
|------------------|---|
| 支援対象事業者          | 本事業に参画するために三菱商事、三菱地所及び JOIN により設立される J-SPC  |
| 認可日              | 平成 28 年 7 月 12 日  |
| 支援内容             | 出資額：約 45 億円   |
| 事業概要             | ミャンマー・ヤンゴン中央駅近傍においてランドマークとなる複合施設の建設・運営を行う都市開発事業。  |
| 支援基準との適合性        |   |
| (1) 政策的意義        | <p><u>【我が国に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、対象事業に関する海外市場への我が国事業者の参入が促進されること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>我が国の複合開発等の技術をヤンゴンの一等地で実現することによって、これらを供給することのできる我が国事業者のミャンマー都市開発への参入を促進。</li></ul> <p><u>【事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>機構の参画により、土地利用権の交渉の円滑化等が見込まれる。</li></ul> <p><u>【我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれていること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</li></ul> <p><u>【対象事業の実施に関し、環境社会配慮が行われること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</li></ul> |
| (2) 民間事業者のイニシアチブ | <p><u>【機構による支援が、海外展開に意欲のある民間事業者への後押しとなること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>政治リスク等が高いミャンマーにおいて、民間事業者だけでは踏み切れない都市開発事業を促進。</li></ul>   |



|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p><u>【機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資等の資金供給が行われると見込まれること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者は出資等の資金供給を行う。</li> </ul> <p><u>【機構が、民間事業者と連携・調整の上、適切に対象事業者に対する事業参画を行い、必要に応じて役員又は技術者を派遣すること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</li> </ul> <p><u>【民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</li> </ul>  |
| <p>(3) 長期における収益性の確保</p> | <p><u>【対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</li> </ul> <p><u>【客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</li> </ul> <p><u>【民間事業者との共同事業の終了時における、株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</li> </ul> <p><u>【外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主間契約書内で撤退に関する取決めを行っている。</li> </ul> |
| <p>(4) 他の公的機関との関係</p>   | <p><u>【株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われていること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</li> </ul>  |

② インドネシア・BSD総合都市開発事業

| 項目               | 実績  |
|------------------|---|
| 支援対象事業者          | タンゲラン都市開発株式会社   |
| 認可日              | 平成 28 年 10 月 27 日   |
| 支援内容             | 出資額：約 34 億円   |
| 事業概要             | インドネシア・ジャカルタ中心部から 25 kmのジャカルタ郊外で戸建住宅及び商業施設の開発を行う事業。   |
| 支援基準との適合性        |   |
| (1) 政策的意義        | <p><u>【我が国に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、対象事業に関する海外市場への我が国事業者の参入が促進されること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦電鉄系ディベロッパーの持つノウハウを活かした良質なまちづくりを普及させることで、海外での都市開発事業への参画が初となる、ディベロッパーとしての鉄道事業者の事業参入を促進。</li> </ul> <p><u>【事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の参画により、J-SPC 株主間の調整を行いつつ、良質なまちづくりの実現を目指す。</li> </ul> <p><u>【我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれていること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</li> </ul> <p><u>【対象事業の実施に関し、環境社会配慮が行われること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</li> </ul> |
| (2) 民間事業者のイニシアチブ | <p><u>【機構による支援が、海外展開に意欲のある民間事業者への後押しとなること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が事業リスクの低減及び量的補完を図ることが、インドネシア住宅事業に初参画となる電鉄系ディベロッパーの後押しとなる。</li> </ul> <p><u>【機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資等の資金供給が行われると見込まれること】</u></p>  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>・三菱商事及び本邦電鉄系ディベロッパー3社が出資を行う。</p> <p><u>【機構が、民間事業者と連携・調整の上、適切に対象事業者に対する事業参画を行い、必要に応じて役員又は技術者を派遣すること】</u></p> <p>・取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p><u>【民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。】</u></p> <p>・機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</p>  |
| <p>(3) 長期における収益性の確保</p> | <p><u>【対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること】</u></p> <p>・取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</p> <p><u>【客観的な需要予測を含むデューデリジエンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること】</u></p> <p>・客観的な需要予測を含むデューデリジエンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</p> <p><u>【民間事業者との共同事業の終了時における、株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと】</u></p> <p>・適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</p> <p><u>【外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること】</u></p> <p>・株主間契約書内で撤退に関する取決めを行っている。</p> |
| <p>(4) 他の公的機関との関係</p>   | <p><u>【機構と株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われていること】</u></p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | ・関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。 |
|--|---|

③ インドネシア・冷凍冷蔵倉庫整備・運営事業

| 項目               | 実績   |
|------------------|--|
| 支援対象事業者          | PT Kawanishi Warehouse Indonesia   |
| 認可日              | 平成 29 年 1 月 24 日   |
| 支援内容             | 出資額：約 9 億円   |
| 事業概要             | ジャカルタ中心部から 30 kmのジャカルタ郊外で冷凍冷蔵倉庫の整備・運営を行う事業。  |
| 支援基準との適合性        |  |
| (1) 政策的意義        | <p><u>【我が国に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、対象事業に関する海外市場への我が国事業者の参入が促進されること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本的な品質管理を導入し、ジャカルタ都市圏の冷凍冷蔵食品市場の拡大に貢献していくことで、本邦地方企業である川西倉庫（本社：兵庫県）の海外初となる冷凍冷蔵倉庫事業を促進。</li> </ul> <p><u>【事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の参画により、川西倉庫の事業リスクを低減。</li> <li>・ 公的機関である機構の関与により、倉庫顧客に対する信頼が強化。</li> </ul> <p><u>【我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれていること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフラシステム輸出戦略及び日本再興戦略に位置づけられているインフラシステム輸出による経済成長の実現等に貢献。</li> </ul> <p><u>【対象事業の実施に関し、環境社会配慮が行われること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デューディリジェンスの結果、重大な影響を与える懸念はないと判断。</li> </ul> |
| (2) 民間事業者のイニシアチブ | <p><u>【機構による支援が、海外展開に意欲のある民間事業者への後押しとなること】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の参画により、地方企業の海外展開に係る事業リスクを低減させるとともに、倉庫顧客に対する信頼が強化。</li> </ul>   |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>【機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資等の資金供給が行われると見込まれること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川西倉庫は現地事業会社を立ち上げ、出資済み。</li> </ul> <p>【機構が、民間事業者と連携・調整の上、適切に対象事業者に対する事業参画を行い、必要に応じて役員又は技術者を派遣すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</li> </ul> <p>【民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構は他の我が国出資者との間で最大出資者とならない。</li> </ul>  |
| <p>(3) 長期における収益性の確保</p> | <p>【対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会への出席等を通じて、適切な経営体制を確保。</li> </ul> <p>【客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれる。</li> </ul> <p>【民間事業者との共同事業の終了時における、株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な収益を確保し資金回収を図る計画。</li> </ul> <p>【外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主間契約書内で撤退に関する取決めを行っている。</li> </ul> |
| <p>(4) 他の公的機関との関係</p>   | <p>【機構と株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われていること】</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・関係省庁に情報提供することを通じて、十分な連携の下に適切な役割分担を行っている。</li></ul> |
|--|---|